

甲状腺検査に関するアンケート調査の実施概要について（案）

令和7年11月20日
福島県県民健康調査課

1 アンケート調査の目的

- (1) 検査のメリット・デメリットについての周知内容や方法の改善に係る議論の参考にするため、検査対象者（又は保護者）における検査のメリット・デメリットに係る認知度の確認を行う。
- (2) 令和7年7月に作成された部会まとめにおいて、「県民の意向を踏まえ、受診機会の提供を続けることは重要であり、県民の意向を適切に把握するためにも、アンケート調査の継続した実施が必要となる」こと、「任意性を担保するためには、適切な情報周知が重要であることから、検査の利益や不利益はもとより、今回のまとめで得られた評価や知見を分かりやすく周知するなど、県民が十分な情報に基づいた意思決定ができる形で検査を実施すべきである」ことが示された点を踏まえ、今後の検査実施方法等を検討していく上で、県民の受診意向や適切な情報周知にあたり求められる情報等を把握する。

2 実施主体

福島県が実施主体となり、調査会社等に業務委託により実施する。

3 実施時期

令和8年8月頃（想定）

4 調査方法

- (1) 調査票及び冊子「検査のメリット・デメリット」等を調査対象者に郵送する。
- (2) 回答は郵送のほか、Web回答フォームを作成し、Webでの回答も可とする。
- (3) 質問項目は原則、令和5年度実施調査に準じ、質問数は20問程度（枝問含む）とする。
なお、回答に要する時間は20分～25分程度を想定する。
- (4) 匿名調査とし、対象者個人の特定は行わない。

5 調査対象者

- (1) 対象者数
約381,000人
- (2) 抽出方法
以下の4つのグループを母集団として無作為抽出して行う（令和8年1月1日現在）。
 - ア 甲状腺検査対象者本人が16歳未満の場合の場合
甲状腺検査対象者の保護者

- イ 甲状腺検査対象者本人が 16 歳以上、18 歳未満の場合
 - a 甲状腺検査対象者本人
 - b 甲状腺検査対象者の保護者（a の保護者であることを問わない）
- ウ 甲状腺検査対象者本人の年齢が 18 歳以上の場合
 - 甲状腺検査対象者本人

6 調査票等の送付数

対象者区分 (R8.4.1時点)		母集団	想定回答数	送付人数
ア	甲状腺検査対象者本人が 16 歳未満の場合 甲状腺検査対象者の保護者	約 4.7 万人	約 400 人	4,000 人
イ	甲状腺検査対象者本人が 16 歳以上 18 歳未満			
	a 甲状腺検査対象者本人 b 甲状腺検査対象者の保護者 (a の保護者であることを問わない)	約 3.4 万人	約 400 人	4,000 人
ウ	甲状腺検査対象者本人が 18 歳以上の場合 甲状腺検査対象者本人	約 30.1 万人	約 400 人	8,000 人
合計		約 41.6 万人	約 1,600 人	20,000 人

7 調査結果の報告時期

令和 9 年 2 月頃（想定）

参考：「甲状腺検査先行検査から本格検査（5回目）までの結果に対するまとめ」から抜粋
(第 56 回「県民健康調査」検討委員会資料 5-2)

(3) 今後の検査と県民への情報周知の視点

なお、甲状腺検査は、検査を受けたいという県民の意向に基づき、子どもたちの健康を長期的に見守ることを目的に実施しており、令和 5 年度に福島県が実施したアンケート調査においても、その受診意向を把握したところである。こうした県民の意向を踏まえ、受診機会の提供を続けることは重要であり、県民の意向を適切に把握するためにも、アンケート調査の継続した実施が必要となる。

一方で、検査 4 回目までのまとめにおいて「検査には安心とそれによる生活の質の向上につながる可能性があるなどという利益のほか、検査による身体的・精神的負担、あるいは将来的に症状やがんによる死亡を引き起こさないがんを診断し治療してしまう可能性があるなどの不利益も考えられることから、任意性を担保した上で対象者の理解と同意を得て実施していくことが重要である」と指摘してきた。今回も改めて強調しておきたい。また、こうした任意性を担保するためには、適切な情報周知が重要であることから、検査の利益や不利益はもとより、今回のまとめで得られた評価や知見を分かりやすく周知するなど、県民が十分な情報に基づいた意思決定ができる形で検査を実施すべきである。

今回の知見やアンケート調査で得られる県民意識等を十分に踏まえ、今後、検討委員会において検査実施方法等が検討されるべきである。